

第2次千葉市消費生活基本計画及び千葉市消費者教育推進計画の概要

項目	第2次千葉市消費生活基本計画	千葉市消費者教育推進計画
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の権利の確立及び自立支援 ・安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市に関わる全ての消費者が「自ら考え行動する自立した消費者」に成長すること
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市新基本計画（平成24～33年度）との整合性を考慮した個別計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次千葉市消費生活基本計画の下位計画 ・市町村消費者教育推進計画（消費者教育推進法第10条第2項）
計画期間	5年（平成24～28年度）	2年（平成27～28年度）
計画の点検・評価、実施状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・計画にある施策事業の進捗状況については、年度ごとにまとめ、様々な方向から点検評価を実施 ・消費生活審議会への報告後に市民に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとの評価及び実施状況について、消費生活審議会への報告後に市民に公表
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の機能強化（基本的方向2 課題2） ・学習機会の充実（基本的方向4 課題1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止のための教育（大分類1） ・担い手の育成・支援（大分類4）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の当初に実施予定を定め、年度終了後に実施状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間が短く（2年）、施策の内容が個別具体的に記載してあることから、各年度の当初に実施予定は定めず、年度終了後に実施状況を確認